

憲法における地方自治規定のあり方等に係る指定都市市長会提言(案)

地方自治法の施行から 70 年が経過し、昭和 22 年 8 月に 10,505 あった市町村は、昭和、平成の大合併を経て、現在、1,718 まで減少している。また、都道府県と市町村の事務分担についても、地方分権改革の推進、市町村合併の進展によって大きく変化している。

指定都市など人口規模の大きな市を包括する都道府県と小規模な市町村を多く包括する都道府県とでは、市町村の補完をはじめ都道府県が処理する事務の領域や役割が異なっている。

しかし、憲法改正議論など、国や地方の統治機構の議論においては、基礎的な地方公共団体とそれを包括する広域的な地方公共団体の二層制を前提としているものが多い。一方で、人口減少社会の到来と超高齢社会の進展、医療・介護ニーズの急増、社会資本の老朽化、災害対応力の強化など複雑多様な行政課題に対応していくためには、都道府県・市町村のあり方を見直し、それぞれの地域に応じた行政基盤の構築が求められる。

これまで、指定都市市長会では、道州制を視野に入れつつ、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を提案している。

都道府県・市町村の役割が多様化している中で、今後の地方自治制度の議論に当たっては、都道府県や大都市のあり方も含めた検討を行うことが必要であることから、下記のとおり提言する。

記

憲法における地方自治規定及び地方自治制度のあり方の検討に際しては、道州制も視野に入れつつ、基礎的な地方公共団体とそれを包括する広域的な地方公共団体の二層制を前提とした議論に留まることなく、特別自治市制度などそれぞれの地域の特性に応じた多様な地方自治制度を選択できるようにすること。

平成 30 年 7 月 日
指 定 都 市 市 長 会